

# 奈良県弓道連盟規約

昭和25年 7月1日制定・施行  
昭和61年 4月1日改正  
平成 2年 4月1日改正  
平成 5年 4月1日改正  
平成14年 4月1日改正  
平成15年 4月1日改正  
平成16年 4月1日改正  
平成20年 4月1日改正  
平成23年 4月1日改正  
平成24年 4月1日改正  
平成26年 4月1日改正  
平成29年 4月1日改正  
令和 2年 4月1日改正  
令和 2年10月1日改正  
令和 3年 4月1日改正  
令和 5年 4月1日改正

## 第 1 条 (名 称)

本会を奈良県弓道連盟と称する。

## 第 2 条 (目 的)

本会は、日本弓道を普及振興し、各自の体位を向上すると共に内外弓道を研究し、社会人としての親交を高め文化の進展に資することを目的とする。

## 第 3 条 (事 業)

本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 弓道の修練
2. 他団体との連絡
3. 競射会の開催
4. 斯道の研究
5. 段級の審査
6. その他適切と認むる事項

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第 4 条 (事務局及び所在地)

本会は、事務局及び所在地を総務部長方に置く。

## 第 5 条 (加盟団体)

本会は、本連盟の趣旨に賛同する加盟団体によって組織する。

加盟団体は、支部、職域（事業所）、学校を単位とする。

加盟には、理事会の承認を必要とする。

会員は、加盟団体に所属するものとする。

## 第 6 条 (会 員)

本会会員は、弓道に対し熱意を有し修練を希望するもので、正規の手続きによ

り会員として登録された者を以って組織する。

第 7 条 （役 員）

本会に、次の役員を置く。

1. 顧問・参与・相談役 若干名
2. 名誉会長 若干名
3. 名誉副会長 若干名
4. 会長 1名
5. 副会長 若干名
6. 理事長 1名・副理事長 若干名
7. 理事 若干名
8. 評議員 若干名
9. 監事 2名

第 8 条 （顧問・参与・相談役）

会長は、弓道功労者又は斯道に関心深き者の中から理事会の議を経て、顧問・参与及び相談役を委嘱することが出来る。

第 9 条 （名誉会長・名誉副会長・会長・副会長）

名誉会長、名誉副会長、会長、副会長は評議員会の決議により之を定める。  
会長は、本会を代表し、副会長は、会長を補佐する。

第 10 条 （理事長・副理事長）

理事長は、理事会に於いて互選する。  
理事長は、会長の命により会務を統括する。  
またその補佐のため副理事長を置くことができる。

第 11 条 （理 事）

理事は、支部及び職域（事業所）、学校より推薦された者、及び会長の指名による者を、会長が委嘱する。

第 12 条 （評議員）

評議員は、支部別、職域（事業所別）、学校に推薦された者を会長が委嘱する。

第 13 条 （監 事）

監事は、理事会の承認を得、会長之を委嘱する。  
監事は、本会の会計を監査する。

第 14 条 （任 期）

役員任期は、ニヶ年とする。但し、再任を認める。

第 15 条 （会 賓）

会長は、理事会の議を経て会賓を推薦することが出来る。

第16条 (評議員会)

評議員会は、毎年四月、会長之を招集し、主として次の事項を審議し、規約の改変については、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

但し、臨時に之を開くことができる。

1. 事業の計画
2. 予算及び決算
3. 規約の改変
4. 他連盟への加入及び脱退
5. その他重要と認むる事項

理事は、評議員会に出席し、議案の説明、答弁、意見の開陳をする。

第17条 (理事会)

理事会は、会長、副会長、理事長・副理事長、理事、監事を以って組織し、必要に応じて開催し、会務を審議する。

第18条 (部の設置)

本会は、会務を執行するため次の部を設置し、事務を分掌する。

1. 総務部 : 庶務全般に関すること  
他の部に属さない事務に関すること
2. 財務部 : 財務に関すること
3. 指導部 : 講習会等に関すること
4. 審査部 : 審査に関すること
5. 競技部 : 例会・競技会に関すること
6. 強化部 : 国体選手強化に関すること
7. シニア部 : シニア行事全般に関すること

第19条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以って之にあてる。

第20条 (会費)

会員は、会費として別に定める金額を納入する。但し、分納することができる。

第21条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終わる。

第22条 (設立年月日)

本会の設立年月日は、昭和25年7月1日とする。

第23条 (除名・解任)

- 1 本連盟の会員で、本連盟の名誉や品位を傷つける行為、又は著しく目的に反する行為のほか、関連する規程や法令に違反する行為があったときは、理事会の議決を経て、その会員を処分または除名できる。
- 2 本連盟の役員で、本連盟の役員として著しくふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により、その役員を解任できる。
- 3 上記の会員の処分・除名、または役員解任にあたっては、公益財団法人全日本弓道連盟の懲戒規定に準じて理事会の審議を経て決定する。

第24条 (施行細則)

本会の運営上、必要と認むるときは、理事会に於いて細則又は約束を定め、会長の承認を経て施行する。

※ 第5条加盟団体における支部、職域（事業所）、学校を、以下のように定義する。

	区分	団体名
支部	奈良支部	奈良市弓道協会
	生駒支部	生駒市弓道協会
	郡山支部	大和郡山市弓道協会
	天理支部	天理支部
	香芝支部	蒼穹会
	石打支部	石打西浦道場
	布目支部	布目弓道クラブ
	橿原支部	橿原市弓道協会
	五條支部	五條弓友会
	鎌弓会支部	鎌弓会
職域	事業所	シャープ(株)、東洋スクリーン工業(株)、関西電力(株)、蒼医会、奈良県教職員弓道連盟
学校	大学連	奈良女子大、奈良教育大、奈良県立医科大、帝塚山大、天理大、奈良大、畿央大学、奈良県立大学 (奈良高専)
	高体連	奈良高、奈良大附属高、奈良北高、磯城野高、郡山高、法隆寺国際高、西和清陵高、畝傍高、橿原高、橿原学院高、桜井高、王寺工高、高田商高、青翔高、五條高、国際高、宇陀高、奈良県立大附属高、 (奈良高専)
	中体連	香芝中、天理南中、八木中、白橿中、大成中、橿原中、青翔中